

## 顧問、相談役、参与委嘱規程（例）

### （目 的）

第 1 条 この規程は、定款第〇条に基づき顧問、相談役及び参与を委嘱する場合の基準、方法その他委嘱に必要な事項について定めることを目的とする。

### （顧 問）

第 2 条 本組合の顧問は、次の各号の一に該当する者のうちから選任する。

- （ 1 ） 本組合の資格事業たる〇〇業の発展向上のために有益な助言及び活動をなし得る者
- （ 2 ） 本組合の資格事業たる〇〇業に関し造詣が深く、指導的見解を有する学識者

### （相談役）

第 3 条 本組合の相談役は、次の各号の一に該当する者のうちから選任する。

- （ 1 ） 本組合の理事長として〇年以上就任した者
- （ 2 ） 本組合の副理事長として〇年以上就任した者
- （ 3 ） 本組合の理事又は監事として〇年以上就任した者

### （参 与）

第 4 条 本組合の参与は、前 2 条に該当する者以外の者であって、本組合に対する功績の大なる者のうちから選任する。

### （選任及び委嘱の方法）

第 5 条 本組合の顧問、相談役及び参与は、前 3 条に該当する者のうちから理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

### （任 期）

第 6 条 本組合の顧問、相談役及び参与の任期は、次のとおりとする。

- （ 1 ） 顧問           〇年
- （ 2 ） 相談役       〇年
- （ 3 ） 参与           〇年

### （顧問、相談役及び参与の職務）

第7条 本組合の顧問及び相談役は、理事長の諮問にこたえるほか、本組合の運営に関し意見を述べることができる。

2 本組合の参与は名誉職とし、本組合の重要行事に際しては特別招集をし、これを厚く遇するものとする。

(総会等への出席)

第8条 本組合の顧問及び相談役は、通常総会その他理事長が特に必要と認めた会議に出席し、議長の求めに応じて発言できるものとする。

附 則

この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。